

コスタリカの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

コスタリカ共和国（スペイン語では「República de Costa Rica」。英語では「Republic of Costa Rica」。以下「コスタリカ」という）は、中央アメリカに位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北はニカラグア、東はパナマに接している。国土の面積は約 51,000 平方キロメートルで、九州と四国を合わせた程度の大きさである。国土の中央を背骨のように 3000 メートル級の山脈が貫いており（首都サンホセも山岳地帯にあり、その標高は約 1170 メートルである）、動植物の宝庫となっている。「コスタリカ」という国名は、スペイン語で「豊かな海岸」を意味する²。

公用語はスペイン語である。約 490 万人いるコスタリカ国民のうち、白人が約 77%、メスチソ（先住民と白人の混血）が約 17%、黒人が約 3%、ムラート（白人と黒人の混血）が約 2%という構成となっている。このように、コスタリカは、他のラテンアメリカ諸国と比べて、白人の割合が比較的高いという特徴がある。また、コスタリカでは、カトリック教徒が約 76%を占める。

1502 年、コロンブスがヨーロッパ人として初めてコスタリカのカリブ海沿岸に上陸した。以来、スペインがコスタリカ周辺地域の支配権を確立し、グアテマラ総督府を置いた。1821 年にスペインからの独立を宣言したグアテマラ総督府は、1823 年に中米諸州連合に加入したが、そこからコスタリカが 1848 年に分離独立した。

1948 年に実施された大統領選挙は、カルデロンとフィゲーレスの間で争われた。選挙の結果、フィゲーレスが勝利したものの、国会の多数派の支持を受けていたカルデロンが政権を譲らなかったため、フィゲーレス派が武装蜂起し、内戦が勃発した。約 4000 名の犠牲者を出した内戦の結果、フィゲーレス派が勝利したが、フィゲーレスは、軍隊の廃止を宣言し³、1949 年には、常備軍の廃止を規定した憲法が制定された⁴。また、1983 年には、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるコスタリカの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018 年版』（二宮書店、2018 年）417 頁等を参照した。

³ フィゲーレスがコスタリカの軍隊の廃止を決めた理由としては、①フィゲーレスが、自らに向けられるかもしれないクーデターの可能性を封じようとしたこと、②軍事費の削減分の国家予算を内戦後の経済復興にまわそうとしたこと、③反共軍事同盟である「米州相互

モンヘ大統領が「コスタリカの永世的、積極的、非武装的中立に関する大統領宣言」を行った。1987年には、アリアス大統領が、中米和平合意を主導したことを理由に、ノーベル平和賞を受賞した。

コスタリカは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、コスタリカは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、コスタリカは、中米統合機構（SICA）に加盟している。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、コスタリカのほか、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、ベリーズ及びドミニカである。さらに、コスタリカは、チリ、カナダ、パナマ、メキシコ、中国⁵、ペルー、シンガポールとの間で二国間の自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、また、米中米・ドミニカ（CAFTA-DR）、カリブ共同体（CARRICOM）、欧州連合（EU）、欧州自由貿易連合（EFTA）の4つの地域共同体との自由貿易協定も発効済みである⁶。

コスタリカの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。コスタリカでは法分野ごとに法典が制定されているが、それらは、フランスのナポレオン法典及びスペインの法制度の影響を受けたものである。

成文法主義を採るコスタリカの法制度における直接的な法源としては、憲法、法律、大統領令、規則等がある。英米法におけるような判例の先例拘束性は、コスタリカでは、原則として認められていない。

II 憲法

1 総説

コスタリカの現行憲法は、1949年11月7日に採択され、1949年11月8日に施行されたものであり、その後、100回以上の改正が行われている。

全197条から構成されるコスタリカ憲法の体系は、表1のとおりである（経過規定を除く）⁷。

援助条約」(リオ条約)に加盟しているコスタリカは、事実上、米国の軍事力の傘の下にあったため、コスタリカ軍を廃止しても大きな支障は生じないと考えられたこと等が指摘されている。

⁴ 笹本潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』（大月書店、2010年）53頁。

⁵ 近時、コスタリカは、中国との通商関係を重視しており、2007年6月には、台湾との国交を断絶して、中国との国交を樹立した。

⁶ 松田郁夫著「対外経済関係の拡大と新たなビジネスチャンスの模索」（『コスタリカを知るための60章【第2版】』（明石書店、2016年）所収）191～192頁。

⁷ コスタリカ憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Costa_Rica_2011.pdf?lang=en

また、コスタリカ憲法の日本語訳は、吉田稔著「コスタリカ共和国憲法（解説と全訳）」

表 1 : コスタリカ憲法の体系 (2011 年までの改正を反映)

前文		
第 1 編 共和国		第 1 条～第 12 条
第 2 編 コスタリカ人		第 13 条～第 18 条
第 3 編 外国人		第 19 条
第 4 編 個人の権利及び保障		第 20 条～第 49 条
第 5 編 社会的権利及び保障		第 50 条～第 74 条
第 6 編 宗教		第 75 条
第 7 編 教育及び文化		第 76 条～第 89 条
第 8 編 政治的権利及び義務	第 1 章 市民	第 90 条～第 92 条
	第 2 章 選挙権	第 93 条～第 98 条
	第 3 章 選挙最高裁判所	第 99 条～第 104 条
第 9 編 立法権	第 1 章 国会の組織	第 105 条～第 120 条
	第 2 章 国会の権限	第 121 条～第 122 条
	第 3 章 法律の制定	第 123 条～第 129 条
第 10 編 行政権	第 1 章 共和国大統領及び副大統領	第 130 条～第 138 条
	第 2 章 行政権の義務及び権限	第 139 条～第 140 条
	第 3 章 政府の大臣	第 141 条～第 146 条
	第 4 章 内閣	第 147 条
	第 5 章 行政権行使者の責任	第 148 条～第 151 条
第 11 編 司法権		第 152 条～第 167 条
第 12 編 地方制度		第 168 条～第 175 条
第 13 編 国家財政	第 1 章 共和国の予算	第 176 条～第 182 条
	第 2 章 共和国会計検査院	第 183 条～第 184 条
	第 3 章 財務省	第 185 条～第 187 条
第 14 編 自治機関		第 188 条～第 190 条
第 15 編 公務		第 191 条～第 193 条
第 16 編 憲法上の宣誓		第 194 条
第 17 編 憲法改正		第 195 条～第 196 条
第 18 編 最終規定		第 197 条

(『姫路法学 第 37 号』(姫路法学会、2003 年) 所収) に掲載されている (2002 年改正までが反映されている)。本稿の執筆にあたっては、基本的に、当該日本語訳を参照した。

2 統治機構

(1) 立法府

コスタリカの立法府たる国会は、一院制が採用されている。国会は、直接選挙により選出された57名の議員により構成される。任期は4年であり、連続再選は禁止されている。

議員となるには、①市民権を行使できる市民であること、②出生によるコスタリカ人又は国籍取得後10年以上コスタリカに居住している帰化によるコスタリカ人であること、③21歳以上であることという要件を満たす必要がある。

議員は、大統領、大臣、最高裁判所又は選挙最高裁判所の裁判官、現役軍人、大統領の二親等以内の血族又は姻族であってはならない。

国会の権限としては、①法律の制定、改正、廃止及び有権解釈を行うこと、②最高裁判所の主任裁判官及び補佐裁判官を任命すること、③国際協定、条約を批准し又は批准しないこと、④外国軍隊のコスタリカ領域への入国並びに軍艦の港湾及び飛行場への駐留につき同意し又は同意しないこと、⑤国家緊急状態を宣言する権能及び講和を締結する権能を行政権に授権すること、⑥大統領、副大統領及び外交官等に対する告発を承認し又は承認しないこと、⑦国の予算を決定すること等が挙げられる。

法律案の発議を行うことができるのは、①国会議員、②行政府、及び③選挙人名簿に登録されているうちの5%以上の市民（イニシアティブによる場合。但し、税、財政、国債等に関わる場合を除く）である。法律案が法律となるためには、連続しない異なる日に行われる2回の審議、国会による採択、行政府の承認、官報による公布を経なければならない。

国会は、法律案の審議及び承認を、常任委員会に委任することもできる。

(2) 行政府

行政権は、大統領及び連帯責任のある大臣により行使される。

大統領又は副大統領となるには、①市民権を行使できる市民であること、②出生によるコスタリカ人であること、③聖職者でないこと、④30歳以上であることという要件を満たす必要がある。任期は4年である。

大臣となるには、①市民権を行使できる市民であること、②出生によるコスタリカ人又は国籍取得後10年以上コスタリカに居住している帰化によるコスタリカ人であること、③聖職者でないこと、④25歳以上であることという要件を満たす必要がある。大臣は、原則として、他の公的な職務を兼務することはできないが、副大統領を兼務することは認められる。

大統領又は副大統領は、任期前の8年間に大統領であった者、選挙前の12か月間に副大統領又は大臣であった者、選挙前の6か月間に大統領の血族若しくは姻族の尊属・卑属又は兄弟であった者、最高裁判所又は選挙最高裁判所の裁判官等であってはならない。

大統領及び副大統領は、直接選挙において、同時に有効投票総数の 40%以上の得票を得ることにより選出される。どの組の候補者も当該得票を得られなかった場合、上位 2 組の候補者により、2 度目の選挙が実施され、多数を得た組の候補者が当選となる。

大統領の権限としては、①大臣を任命・罷免すること、②国家を代表すること、③国家警備隊の最高指揮権を行使すること、④国会に対し、行政の各種事項等に関する教書を提出すること等が挙げられる。

大統領及び連帯責任のある大臣の権限としては、①国家警備隊の隊員及び官庁の公務員を任命・罷免すること、②法律を承認・公布し、適切な執行を監督すること、③国の歳入・歳出を処理すること、④元首・外交使節を接受し、外国の領事を承認すること、⑤国会の会議を招集すること、⑥国の予算案を国会に提出すること、⑦国の秩序、防衛及び安全を守るために国家警備隊を管掌すること等が挙げられる。

大統領及び大臣は、内閣を組織して、国家防衛状態の宣言並びに軍の動員命令、軍の組織化及び講和交渉の権限を、国会に請求すること等ができる。

(3) 司法府

コスタリカの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高裁判所である。最高裁判所には、4つの法廷がある。即ち、①民事・商事廷、②行政・労働廷、③刑事廷、④憲法法廷である。實際上、憲法法廷の扱う事件数が 83%と圧倒的に多く、24 時間無休で業務を行なっている⁸。最高裁判所は、あらゆる種類の規範及び市民の権利に対する行為につき、憲法適合性審査権を有し、違憲性を宣言することができる。

最高裁判所は、国会により任命された 22 名の裁判官で構成される。最高裁判所裁判官の任期は 8 年であり、国会議員の 3 分の 2 以上の反対がない限り、再選されることができる。

最高裁判所裁判官となるには、①市民権を行使できる市民であること、②出生によるコスタリカ人又は国籍取得後 10 年以上コスタリカに居住している帰化によるコスタリカ人であること（但し、最高裁判所長官となるには、出生によるコスタリカ人でなければならない）、③聖職者でないこと、④35 歳以上であること、⑤5 年以上の裁判実務の経験を有し、又はコスタリカの弁護士資格で 10 年以上の弁護士業務の経験を有することという要件を満たす必要がある。

(4) 選挙最高裁判所

コスタリカ憲法は、選挙⁹に関する詳細な規定を有している（99 条～104 条）¹⁰。このこ

⁸ 『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査』（参議院憲法調査会事務局、2004 年）148・154 頁。

⁹ なお、日本では、小選挙区比例代表並立制の下で、同一政党から複数の候補者が立候補しようとする場合に、各人を小選挙区と比例区から立候補させ、以後、選挙ごとに交代させるという選挙戦術を、「コスタリカ方式」と呼ばれることが多い。しかし、これは日本独自

とは、①ラテンアメリカ諸国においては、選挙をめぐる政争が、しばしば、内乱やクーデターに発展してきたという事実があるため、選挙に関する詳細な規定を憲法に規定する必要性が高いということを示している。また、②コスタリカにおける選挙は、お祭りのような雰囲気で行われ、コスタリカの国民性や教育的側面に密接に関連するという点も指摘できよう¹¹。

選挙最高裁判所は、他の国家機関から相対的に独立した地位を有し、独占的・独立的に選挙に係る行為の組織化、指導、監視の職権を行使する。選挙最高裁判所は、最高裁判所の構成員により選任された主任裁判官（3名）及び補佐裁判官（6名）により構成され、いずれの裁判官についても任期は6年である。1名の主任裁判官及び2名の補佐裁判官が、2年ごとに更新される（再任も可能）。

選挙最高裁判所の職責として、①総選挙の公示、②選挙委員会の構成員の任命、③選挙に関する憲法及び法律の規定の解釈、④戸籍局・選挙委員会が下した決定に対する訴えの審査、⑤選挙が自由な条件の下で実施されるよう、国家警備隊に適切な措置を命じること、⑥選挙結果の集計を確定し、最終宣言を行うこと等が挙げられる。

3 人権

コスタリカは、人権保障に積極的な役割を果たしてきた。例えば、1965年に国連総会で国連人権高等弁務官の創設を提案したこと、国際人権規約 B 規約を最初に批准したこと、米州人権条約を最初に批准したこと、米州人権裁判所を自国に誘致して1980年に設置したこと等が挙げられる。

コスタリカ憲法の「第4編 個人の権利及び保障」、「第5編 社会的権利及び保障」、「第8編 政治的権利及び義務」及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、コスタリカ憲法においても、同様に保障されているといえる。

コスタリカ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①「反逆」・「反乱」に関する規定が置かれている（3条、4条、134条）。
- ②コスタリカ国籍を請求により取得しようとする者は、スペイン語を読み・書き・話すことができ、かつ、コスタリカの歴史等に関する試験を受験する等の要件を満たす必要がある（15条）。
- ③コスタリカ人は、祖国を防衛する義務を負う（18条）。

の呼称であって、誤解を招きやすい名称である。コスタリカで、そのような選挙戦術や選挙制度が採られているわけではない。<https://hbol.jp/150190>

¹⁰ 例えば、政党助成金は、原則として、国内総生産の0.19%とするという具体的な規定が置かれている（96条1号）。

¹¹ 吉田・前掲書 50～51頁。

- ④ コスタリカ人と外国人の平等が保障されるが、外国人は、コスタリカの国政に関与することはできず、原則として外交手段に訴えることはできない（19条）。
- ⑤ 聖職者又は世俗人は、宗教的目的を唱道し又は宗教上の信念を手段として利用して、政治的宣伝を行うことはできない（28条2項）。
- ⑥ 公共の利益に関する情報へのアクセス権について、明文で規定されている（30条）。
- ⑦ 政治的理由で迫害を受けている全ての人の庇護、不送還について、明文で規定されている（31条）。
- ⑧ 借金を理由として投獄されないことについて、明文で規定されている（38条）。
- ⑨ 終身刑は禁止されている（40条）。
- ⑩ 独占禁止、消費者保護及び知的財産権保護について、明文で規定されている（46条、47条）。
- ⑪ 環境権について、明文で規定されている（50条）。
- ⑫ 家族について、比較的詳細な規定が置かれている（51～55条）。とくに、「親を知る権利」について明文で規定されていること（53条）が注目される。
- ⑬ 労働について、詳細な規定が置かれている（56～73条）。例えば、労働時間は、1日あたり8時間以内、1週間あたり48時間以内、夜間の労働時間は、1日あたり6時間以内、1週間あたり36時間以内とされ、超過勤務には50%増の賃金が支払わなければならないというように、具体的に規定されている（58条）。外国人が組合で指揮権を行使することは禁止される（60条2項）。賃金等に関してコスタリカ人と外国人の差別は原則として禁止されるが、「同一条件の下では、コスタリカ人労働者を優先しなければならない」ことが明文で規定されている（68条）。
- ⑭ カトリックが国教と定められている（75条）。
- ⑮ 国の教育に関する公費は、国内総生産の6%以上でなければならない（78条1項）。

4 常備軍の廃止

コスタリカ憲法で最も有名な条文は、常備軍の廃止等を規定した12条であろう。同条は、「常備軍としての軍隊は廃止する。」（1項）、「公共の秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。」（2項）、「大陸間協定か国防のために軍隊を編成することができる。軍隊は、常に文民に従う。軍隊は個人的にも集団的にも声明を出すことや代表になることはできない。」（3項）と規定している¹²。同条は、1949年憲法制定以来、一度も改正されていない。

コスタリカは、憲法12条1項で常備軍の廃止を宣言しているだけでなく、実際にも、コスタリカ政府等が極めて積極的に、平和、人権保護、環境保護等に向けたさまざまな外交努力を行っている。このような外交努力が、コスタリカの平和維持に繋がっているといえる。

¹² 12条の日本語訳は、笹本・前掲書52頁に従った。

注意すべきは、コスタリカ憲法は、単純に、常備軍の廃止を宣言しているだけでなく、12条2項・3項に規定されているように、国防のために必要とあれば軍隊を編成することができることや、大陸間協定による軍隊の編成もできることを明記していることである。実は、コスタリカ憲法には、その他にも、軍事力による防衛を前提とする規定が数多く含まれている。例えば、大統領を議長とする内閣が、「国家防衛状態の宣言並びに軍の動員命令、軍の組織化及び講和交渉の権限」を国会に請求するという規定がある（147条1号）。また、国会の権限として、外国軍隊のコスタリカ領域への入国並びに軍艦の港湾及び飛行場への駐留につき同意するか否かを決定することが規定されている（121条5号）。さらに、コスタリカ人は、祖国を防衛する義務を負うことが規定されている（18条）。

このような規定がコスタリカ憲法に含まれているだけでなく、実際にも、コスタリカは米州機構及び米州相互援助条約（リオ条約）に加盟しており、集団安全保障の傘の下にある¹³といえ、「コスタリカの平和は、米州機構、米州相互援助条約（リオ条約）の枠内で、憲法と政府の平和・外交政策に依存している。」との指摘もされている¹⁴。1949年憲法施行以後、コスタリカは5回ほどの「有事」に直面したが、コスタリカ政府は、武装警察による反撃、米州機構の仲介、米国の援護、中米和平交渉、国際司法裁判所への付託等の外交努力を行うことにより、偶然性も重なって、結果的には事なきを得た¹⁵。

コスタリカ憲法12条は、憲法訴訟において、原告の主張の根拠として用いられている。例えば、2003年のイラク戦争の際、コスタリカのパチェコ大統領が、米国等の有志連合諸国を支持することを決定・表明した。これに対して、学生や弁護士のグループが、政府の行為が憲法及び国際法に違反することを主張して、最高裁判所の憲法法廷に提訴した。同法廷は、訴えを認め、政府の行為は違憲無効とされ、ホワイトハウスのウェブサイトの有志連合リストから、コスタリカを削除することを命じた¹⁶。

III 民法

コスタリカ民法典は、1885年4月19日に公布され、1888年1月1日に施行されたものであり、幾度も一部改正を経ながらも、今日まで約130年にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。コスタリカ民法典は、フランスの1804年民法典等の影響を大きく受けたものである¹⁷。

¹³ なお、コスタリカは、1965年のドミニカ内戦の際、警備隊をドミニカに派遣した。

¹⁴ 吉田・前掲書49頁。

¹⁵ 足立力也著「軍隊をすてた生き方」（『コスタリカを知るための60章【第2版】』（明石書店、2016年）所収）114～117頁。

¹⁶ 9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせる』（日本評論社、2009年）105～116頁。

¹⁷ <https://costaricalaw.com/costa-rica-legal-topics/civil-law/the-civil-code/>

全 1410 条からなるコスタリカ民法典の主な体系は、「序」、「第 1 編 人」、「第 2 編 物」、「第 3 編 債務」、「第 4 編 契約」という構成となっている¹⁸。

コスタリカの不動産は、コスタリカ国民であるか否か、個人であるか法人であるかを問わず、誰でも取得することができる（但し、海岸から 200 メートル内の不動産を除く）。コスタリカの不動産を売買するには、まず売主と買主が公証人の前で譲渡証書に署名し、その後、当該譲渡証書をサンホセにある国家不動産登記局に登録することになる。現在、不動産登記は、ほぼデジタル化されている¹⁹。

IV 商法・会社法

コスタリカでは、原則として、外国人であっても、コスタリカにおいて自由に事業を行うことが認められている。但し、外国人がその名でコスタリカにおいて事業を行おうとする場合、当該外国人はコスタリカに 10 年以上居住していることが要件とされている。そこで、多くの場合、外国人・外国企業としては、コスタリカに子会社たる現地法人を設立することにより、コスタリカにおいて事業を行うことになる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するコスタリカ法人である。

コスタリカに子会社たる現地法人を設立するには、定款を公正証書に作成し、商業登記簿に登録する必要がある。

コスタリカでは、商法典（1964 年 4 月 30 日施行）により、いくつかの種類の子会社が認められているが、外国企業がコスタリカに子会社たる現地法人を設立する場合の子会社形態としては、圧倒的に「株式会社」の場合が多い。そこで、本稿では、主に「株式会社」に関する法制度の概要について説明する。

原則として、株主の責任は出資額に限定される。出資は、コスタリカの通貨であるコロンでもよいし、外貨でもよい。最低資本金の制限は無い。会社は、優先株、種類株等を発行することもできる。株主は、会社の株式を、自由に譲渡することができる。株主は、コスタリカ国籍を有するか否かを問わず、個人及び法人のいずれでもよいが、2 名以上でなければならない（なお、会社設立登記後は、株主は 1 名でもよい）。会社設立手続に要する期間は、10～12 日間程度である。会社の最高機関たる取締役会は、3 名以上の取締役（代表取締役、秘書役、財務役を含む）から構成される。取締役は、外国人であってもよい。全ての取締役が非居住者である場合は、居住者である代理人を連絡役として選任する必要がある。また、監査役を指名する必要がある。監査役は、会社の法令順守状況を監督することを職責とするものであり、取締役を兼務したり取締役の親族であってはならないが、株

¹⁸ <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=9296>

¹⁹ 「Doing Business in Latin America」(IBA Latin American Regional Forum, March 2016) 132～134 頁。

主であってもよい。なお、株式会社の商号には、それが株式会社であることを示すために、「Sociedad Anónima」又はその略語である「S.A.」の語を含めなければならない。

V 民事訴訟法

コスタリカの民事訴訟法典（1989年11月3日施行）は、全955条から構成されている。

コスタリカの裁判所制度は、基本的に、第一審裁判所、第二審裁判所、最高裁判所により構成される。通常、訴訟は第一審裁判所に提起され、1人の裁判官により審理が行われる。第一審裁判所の判決に不服がある者は、第二審裁判所に上訴することができ、第二審裁判所では3人の裁判官により審理が行われる。民事訴訟や商事訴訟を提起する際、原告は印紙税を支払う必要がある（印紙税額は訴額により異なるが、5万コロンが上限とされている）が、労働訴訟や家事訴訟の場合、印紙税は免除されている。コスタリカの民事訴訟は、フランス法等の大陸法に基づく制度となっており、陪審制、ディスカバリー及び懲罰的賠償のような英米法的な制度は採用されていない。契約書で規定された損害賠償額の予定（違約金）は、基本的に、裁判所により認められることが多い。立証責任は、当該事実を主張する当事者が負う。民事訴訟法典は、立証方法として、当事者の陳述、証人の証言、文書・報告書、裁判所による確知、科学的証拠、専門家の証言、推定を規定している。コスタリカの民事訴訟法は、判決までの期間の制限については規定していないが、實際上、第一審の民事・商事訴訟事件の提訴から判決までの期間は、18～24か月程度となっている。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることも多い。コスタリカでは、2011年にUNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が施行された。

VI 刑事法

コスタリカの現行の刑法典は、1970年5月4日に施行された。また、刑事訴訟法典は、1996年4月10日に施行された。

コスタリカは、近時、治安が次第に悪化する傾向にあるといわれている。コスタリカでは、1990年代以降、薬物犯罪が増加した。その原因は、コスタリカが、南米で生産された麻薬が北米及び欧州に輸出される際の中継地となったことによる。とくに最近は、コスタリカの犯罪組織によるさまざまな犯罪（例えば、薬物犯罪、人身売買、売春、臓器売買、密輸、マネーロンダリング等）が注目されている。メキシコ・ニカラグア・イタリア等の外国の犯罪組織が、コスタリカに進出しているといわれている。また、コスタリカの警察が、犯罪組織により買収されるという事案も多く発生している。さらに、コスタリカでは、政治家による汚職スキャンダルも多く発生している（例えば、ロドリゲス元大統領、カルデロン元大統領、ホセ＝マリア・フィゲーレス元大統領による汚職スキャンダル等）。

コスタリカの刑事司法制度は、従前は糾問主義的な制度が採られていたが、1973年及び1998年に行われた改革等により、当事者主義的な制度に変わってきている。コスタリカの刑事訴訟の流れをおおまかにいえば、①予備捜査段階（検察官が、司法警察を指揮して、予備捜査を行う。予備手続裁判所の治安判事が、予備捜査のチェックを行い、被疑事実について起訴するに足る相当な理由があるか否かを決定する）、②中間手続段階（中間手続刑事裁判所が、被疑者を起訴するか釈放するかを決定する）、③公判段階（裁判所において、口頭審理、公開審理が行われる）の3つに分けることができる²⁰。コスタリカの刑事訴訟では、陪審制は採用されていない。なお、死刑及び終身刑は廃止されている。

コスタリカでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。実際、コスタリカの刑務所は、被収容者であふれかえっており、2014年末における収容率は約140%となっている²¹。被収容者の行った犯罪は、財産犯罪や薬物犯罪が多いといわれている²²。

VII 参考資料

以上、コスタリカ法の概要を簡単に紹介してきたが、コスタリカ法については、日本語の文献・論文等のほとんどは、常備軍の廃止・非武装中立政策に関するものであり、それ以外の内容に関する文献・論文等は、非常に少ない。コスタリカ法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。コスタリカ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Guide to Legal Research in Costa Rica」²³等が参考になる。

日本で「コスタリカ」といえば、常備軍の廃止・非武装中立政策ばかりが強調され、「理想的な夢のような国」というイメージで語られることが多い。しかし、常備軍の廃止・非武装中立政策が機能するか否かは、自国の置かれた状況だけでなく、時・場合・周囲の状況にもよる（例えば、近隣諸国がどのような政治体制・外交政策を採っているか等）。現在の日本がコスタリカと同様の憲法規定・政策を採らなければならないという理由は無い。状況が変われば、憲法も変わる。「一つの正しい憲法」というものが存在するわけではない。自国の防衛の仕方にも、さまざまな方法がある。例えば、永世中立国であるスイスは、常備軍及び徴兵制により自国の安全・平和を維持するという方法を採用している。他方、コスタリカ政府は、平和に向けた外交努力を積極的に行っているが、このような外交努力に

²⁰ 『コスタリカ共和国 ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善プロジェクト実施協議報告書』（国際協力機構、2005年）27頁。

²¹ <https://www.insightcrime.org/costa-rica-organized-crime-news/costa-rica/>

²² 渡邊真也著「コスタ・リカにおける受刑者処遇」（『罪と罰 第38巻3号』（日本刑事政策研究会、2001年）所収）65頁。

²³ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Costa_Rica1.html

よる自国の安全の保持は、綱渡りのような微妙な国際政治的バランスが要求され、また、相手国の事情次第という偶然性に大きく左右される。日本政府がコスタリカ政府と同じように外交努力を積極的に行なえるかといえば、疑問を抱かざるを得ない。もちろん、外国の法制度を研究して参考にすることは大いに結構であるが、日本の置かれた地政学的状況、近隣諸国の動向、日本人の国民性・行動原理等からみて、日本に合ったやり方で平和を実現するしかないのではないか。

また、実際のコスタリカは、政治腐敗や薬物犯罪等のさまざまな問題を抱えながらも、我々と同じ人間が日々の生活を営んでいる普通の国に過ぎないのである。コスタリカの法制度の研究にあたっては、幻想を抱くことなく、物事を客観的に分析するという態度も重要と思われる。

今後は、常備軍の廃止・非武装中立政策ばかりでなく、それ以外の内容・分野についても、コスタリカの法制度の研究が進むことを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.6』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第14回 コスタリカ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。